

身体等に障がいのある方のための 自動車税(種別割・環境性能割)の 減免のお知らせ

(令和5年度)

1 減免申請期限の延長

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、減免申請の提出期限を通常より1か月延長しています。

【申請期間】

令和5年4月3日(月)～令和5年6月30日(金)

※ 新車又は中古車を登録する際の自動車税申告時に減免申請するものを除く。

2 電子車検証をお持ちの方へ

- 令和5年1月から、運輸支局で発行される車検証が、これまでと比べ1/4程度の大きさの「電子車検証」となりました。
- 電子車検証をお持ちの場合は、減免申請時に「電子車検証原本」及び電子車検証の副本「自動車検査証記録事項」^(※)の双方をお持ちください。窓口での待機時間短縮のため、ご協力をお願いします。

※ 現在の車検証と同等の情報が記載されている電子車検証の副本(紙ベース)です。最低3年間は、電子車検証の交付時に併せて交付されます。

福島県では、身体に障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件に該当するものについて、納税義務者の申請により「自動車税種別割」（以下「種別割」という。）及び「自動車税環境性能割」（以下「環境性能割」という。）の全額（又は月割相当額）を減免する制度を設けています。

※ 軽自動車の場合は、「環境性能割」を「軽自動車税環境性能割」と読み替えてください。

※ 「軽自動車税種別割」の減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

1 減免の対象となる障がいの範囲

身体障がい者の方は身体障害者手帳、知的障がい者の方は療育手帳、精神障がい者の方は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者の方は戦傷病者手帳により判断します。

(1) 身体障がい者の方（身体障害者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲											
	身体障がい者の方が自ら運転する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
聴覚障がい		●	●					●	●			
平衡機能障がい			●						●			
音声機能障がい <small>(喉頭輸出による音声機能障がいがある場合に限る。)</small>			●									
上肢不自由	●	●					●	●				
下肢不自由	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体幹不自由	●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	●	●				●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●		
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		

(注) 2つ以上の障がいがある場合には、総合判定による級別により判断します。

(2) 戦傷病者の方（戦傷病者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
視覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音声機能障がい <small>(喉頭輸出による音声機能障がいがある場合に限る。)</small>	特別項症から第2項症	
上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓、 ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(注) 旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

(3) 知的障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲
	知的障がい者本人、知的障がい者の方と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
療 育 手 帳	A (重度)

(4) 精神障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲
	精神障がい者本人、精神障がい者の方と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1 級 (注) 自立支援医療受給者証 (精神通院医療に係るものに限る。) の交付を受けている方に限る。

2 減免の対象となる自動車

(1) 減免の対象となる種別割・環境性能割

ア 新車を購入する。

区 分		種別割	環 境 性能割
減免を受けている自動車、軽自動車がない		○	○
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	○	○
	2 所有権移転登録する	/	○
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する	/	○
現在減免を受けている軽自動車について	1 車検証を返納する	○	○
	2 車検証の所有者を変更する	/	○
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する	/	○

イ 一時抹消登録されている中古車を購入する。

区 分		種別割	環 境 性能割
減免を受けている自動車、軽自動車がない		○	●
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	○	●
	2 所有権移転登録する	/	●
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する	/	●
現在減免を受けている軽自動車について	1 車検証を返納する	○	●
	2 車検証の所有者を変更する	/	●
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する	/	●

ウ ナンバーのついている中古車を購入する。

区 分		種別割 (※)	環 境 性能割
減免を受けている自動車、軽自動車がない		/	●
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	/	●
	2 所有権移転登録する	/	●
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する	/	●
現在減免を受けている軽自動車について	1 車検証を返納する	/	●
	2 車検証の所有者を変更する	/	●
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する	/	●

エ 自動車を複数台所有している。

減免を受けている自動車を含む複数台の自動車を所有している方が、年度の途中で減免を受けている自動車を抹消し、他の自動車で種別割の減免を受けたい場合は、申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額の減免を受けることができます。

(注1) ●は環境性能割が課税される場合のみ該当となります。

(注2) 減免を受けることができる自動車は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者1人につき1台(軽自動車を含む)に限ります。そのため、既に減免を受けていて、新たに自動車を取得する場合には、新しい自動車を登録するまでに、減免を受けている自動車の抹消登録等の手続きを済ませた上で減免の申請を行ってください(申請の際に抹消登録等を確認できる書類を提示していただくことになります)。

なお、減免を受けていた自動車の抹消をせずに所有権移転登録がされた場合は、新しい自動車の種別割の減免は翌年度から対象となり、翌年度の4月1日～提出期限までに改めて申請する必要があります(環境性能割の減免を受けていた場合を除く)。

(※) 購入年度分の種別割の納税義務者は購入者ではないため、減免は翌年度から対象となります。翌年度の4月1日～提出期限までに減免申請を行ってください。

(2) 自動車の使用目的

区 分	使 用 目 的
身体障がい者(戦傷病者を含む。)、知的障がい者又は精神障がい者本人が運転する場合	制限はありません。
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする方が運転する場合	障がい者の方が通学、通院、通勤、通所又はその生活のために携わっている業(生業)のために使用する場合に限られています。
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常時介護する方が運転する場合	障がい者の方が通学、通院、通勤、通所又はその生活のために携わっている業(生業)のために一年以上継続して週三日以上使用する場合に限られています。(注)

(注) 「常時介護する方」が運転する場合には、常時介護証明書が必要です。証明書の交付については、4ページの(3)の交付機関にお問い合わせください。

(3) 自動車の所有者(種別割、環境性能割の納税義務者)

区 分	減免となる自動車(軽自動車も含む。)の所有者(所有権が留保されている自動車にあっては使用者)
18歳以上の身体障がい者(戦傷病者を含む。)のために使用する自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する自動車	身体障がい者本人又はその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する自動車	知的障がい者本人又はその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する自動車	精神障がい者本人又はその方と生計を一にする方

(4) その他

ア 減免が受けられる自動車は、県内ナンバーで個人名義の自家用自動車(車検証に「自家用」と記載されている自動車)に限ります。

イ 運転免許証の条件(「オートマチック車に限る」等)に合致した自動車でなければなりません。

ウ 車検証の有効期間が満了したまま更新されていない自動車は、減免を承認できません。

エ 障がい者の方が18歳以上で施設等に住所を移転している場合は、減免は適用されません。

3 減免申請の手続き等

(1) 減免申請書の提出期限及び提出先

所有(購入)区分	手帳交付区分	提出期限	提出先
4月1日(午前零時)現在所有(所有権留保付の場合は使用)している自動車について減免申請する場合(種別割のみ)	身体障害者手帳等の交付が4月1日より前の場合	納期限まで (令和5年度は6月30日まで) (※注1)	住所地を管轄する 地方振興局 県税部
	身体障害者手帳等の交付が4月1日以降の場合	当該年度の2月末日まで(※注2) (申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。)	
新車を購入する場合 又は 一時抹消登録されている中古車を購入する場合 もしくは ナンバーのついている中古車を購入する場合(環境性能割が課せられる場合のみ。)	身体障害者手帳等の交付が自動車の登録日以前の場合	運輸支局等に新規、移転又は変更の登録を行うとき (※注1)	県北地方振興局吉倉出張所、 いわき地方振興局内郷出張所
	身体障害者手帳等の交付が自動車の登録日の翌日以降の場合	当該年度の2月末日まで(※注2) (申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。) (環境性能割は減免できません。)	

(注1) 種別割については、減免申請書を提出期限後に提出された場合でも、申請日の翌月以後の月数に応じて税額の月割相当額を減免します(申請日の属する月までの種別割については納付いただくことになります。)

環境性能割については、減免申請書を提出期限後に提出された場合は減免することができませんので、必ず提出期限までに提出してください。

(注2) 減免申請ができるのは、種別割又は環境性能割の納税義務がある場合に限り(3月は、当該年度の種別割の月割課税が発生しないため、減免申請は4月以降に行ってください。)

(2) 減免申請に必要な書類等

●…必ず提出 ○…必ず提示
○…該当するもののみ提示（複数の手帳の交付を受けている場合はそのすべての提示が必要）

提出書類及び 提示書類	提出書類 (コピー不可)				提示書類 (コピー不可)					(コピー可)
	減免申請書兼申立書 (※1)	「自動車税種別割・自動車税環境性能割」 (※2)	常時介護証明書	運転免許証の写し(両面)	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	自動車検査証(※5)	既に減免を受けている自動車がある場合に必要 既に減免の抹消・移転登録等が確認できる書類
身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は、精神障がい者の方自ら運転する場合	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○
生計を一にする方が運転する場合	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○
常時介護する方が運転する場合	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○

(※1) 軽自動車税環境性能割の減免申請は、「自動車税種別割・自動車税環境性能割減免申請書兼申立書」を読み替えて使用します。

(※2) 世帯主との続柄が記載されているもの。有効期間は発行日から2か月。
障がい者の世帯全員の住民票に、障がい者と運転者及び自動車の所有者（所有権留保付きの場合は使用者）（以下「運転者等」という。）の記載があることを確認します。
なお、障がい者の方と運転者等が世帯分離している場合は、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。

【東日本大震災及び福島第一原発事故により指定市町村から避難中で住民票を異動していない方】

指定市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、双葉郡8町村、飯舘村）から避難中で避難先自治体へ住民票を移動していない場合は、障がい者及び運転者等全員の現住所（現在避難中の住所）が同じであることが確認できる「世帯全員の住民票」(A)又は原発避難者特例法に基づく避難元自治体発行の「届出避難場所証明書」(B)を提出してください。
(例：障がい者は避難中の住所に住民票移動済のためA、所有者と運転者は移動していないためそれぞれBを提出 など)

(※3) 精神通院医療に係る自立支援医療受給者証に限り、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証のいずれか一方が有効期限を経過している場合は減免できませんので、更新完了後に申請してください。

(※4) 所有権が留保されている自動車にあっては使用している場合。

(※5) 電子車検査証の場合は、当該電子車検査証原本及び副本「自動車検査証記録事項」の双方をご提示ください（窓口での待機時間の短縮のため）。

(注) 車検査証及び運転免許証は、有効期限内のものに限ります。

(3) 常時介護証明書の交付機関

手帳の種類	市にお住まいの方	町村にお住まいの方
身体障害者手帳	市福祉事務所	町村役場（担当課）
戦傷病者手帳	市福祉事務所	県保健福祉事務所
療育手帳	市福祉事務所	町村役場（担当課）
精神障害者保健福祉手帳	市福祉事務所又は市保健所	町村役場（担当課）

(注1) 証明書の交付を受けるために必要な書類については、交付機関にお問い合わせください。

(注2) 証明書の有効期間は、発行日から2か月です。

(4) 障がい者の方と生計を一にする、別居の家族の方が運転する場合の手続きについて

障がい者の方（18歳以上で、かつ施設等に住所を移転している場合を除く。）と生計を一にする、別居の家族の方が当該障がい者の方のために運転する場合、次の必要書類等により生計を一にしていることが確認できる場合は、生計同一とみなし、減免の対象とします。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。

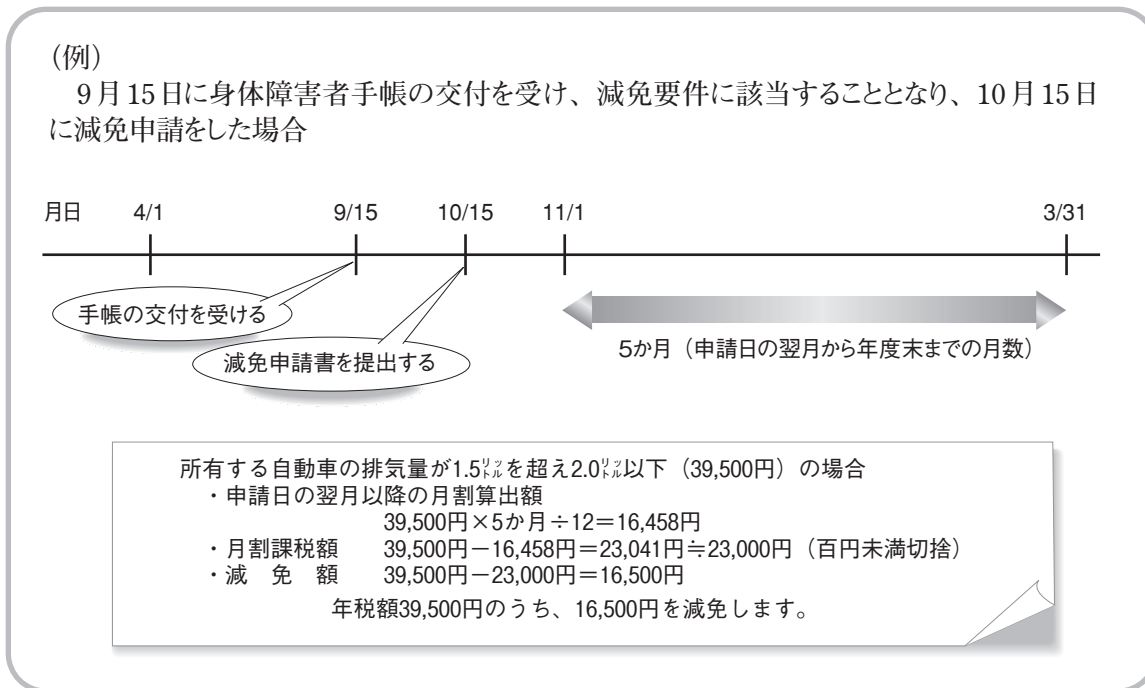
○必要書類等

	提出書類
①続柄を証する書類	・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票 ※ 発行日から2か月以内のもの（コピー不可）
②生計を一にすることを証する書類	・扶養関係の記載及び税務署の受理印がある確定申告書の写し（電子申告の場合、受信通知の写しを添付すること） ・扶養関係の記載がある源泉徴収票の写し ・扶養関係の記載がある健康保険証の写し ・扶養関係の記載及び市町村の受理印がある市町村民税・県民税申告書の写し など
③障がい者のために運転する申し立て	・減免申請書兼申立書

4 種別割の月割減免 (環境性能割の月割減免はありません。)

年度の途中で身体障害者手帳等の交付を受けるなど、新たに減免要件に該当することとなった場合（提出期限後に申請書が提出された場合も含む。）は、申請日の翌月以降の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。

※ 減免申請ができるのは、種別割の納税義務がある場合に限りです。



5 種別割の減免に係る翌年度継続の手続

(1) 障がい者に係る種別割の減免を受けるためには、本来毎年減免申請が必要ですが、申請者の利便性に配慮するため、12月末日現在において種別割又は環境性能割の減免を受けた自動車の登録の状況等に変更がない方には、翌年1月末に減免を受けた自動車の「現況報告書」をお送りしています。この現況報告書を2月末日までに所管の地方振興局県税部に提出し、減免要件事項に変更がないと認められる場合には、5月下旬に当該年度の種別割の減免承認通知書をお送りします。

また、自動車の登録を1月から3月の間に行った際に申請をして種別割又は環境性能割の減免を受けた方、もしくは1月から2月の間に申請をして月割で種別割の減免を受けた方については、3月末日までに障がい者の方等の状況に変更がない限り、特に手続きをしなくても同様に減免承認通知書をお送りします。

なお、1月から3月の間に障がい者の方等の状況や現況報告書による報告内容に変更が生じた場合には、必ず所管の地方振興局県税部へご連絡ください。

※ 期日までに「現況報告書」の提出がない場合や提出しても減免に該当しない場合には、5月に当該年度の納税通知書が送付されることとなります。

(2) 減免要件事項に変更がある場合（減免を受ける自動車や運転者を変更する場合、障がいの内容に変更がある場合など）には、(1)による減免手続きは適用されませんので、翌年度、提出期限までに新たに減免申請をすることとなります。

報告された内容が事実と異なる場合には、減免を取り消しさかのぼって追徴課税することがありますのでご注意ください。

6 減免の判定時期

「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、次の時点での状況等により行います。

- (1) 毎年定期的に課税される種別割については4月1日（賦課期日）の状況
- (2) 自動車の登録時に課税される種別割・環境性能割については登録の際の現況
- (3) 4月1日（賦課期日）以降に、身体障害者手帳等の交付を受け申請する場合又は自動車を取得し申請する場合には、申請日の現況

7 その他

- (1) 障がい者の方に対する種別割・環境性能割の減免制度は、各都道府県により内容（認定の要件等）が異なっています。
- (2) 本県では、ほかにも次のような自動車に対する減免制度を設けています。
 - ア 常時介護を必要とする高齢者又は重度身体障がい者のための入浴の用に供する移動入浴車（種別割・環境性能割）
 - イ 専ら身体障がい者等の利用に供するため、特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に構造変更が加えられた自動車（種別割・環境性能割）
 - ウ 構造上身体障がい者等の利用に供するための自動車（イと同様に構造変更等が加えられた自動車で身体障がい者以外にも併せて利用される自動車）（環境性能割）
 - エ 専ら身体障がい者等が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（環境性能割）
 - オ 身体障がい者等の利用に供する超低床バス（環境性能割）

～ よくあるお問い合わせ ～

Q. 車検証の名義が障がい者本人でないと減免は受けられないのですか？

A. 車検証に記載されている所有者（※）が、4月1日午前零時現在、障がい者の方本人でなければなりません。

ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のために使用する自動車の場合は、障がい者の方本人と生計を一にする方が所有者（※）であっても対象となります。

（※）所有権留保付きの場合は使用者

Q. 障がい者本人は申請に行くことができません。代理人でも申請できますか？

A. 代理の方でも減免申請ができます。

障害者手帳や運転免許証の写しなど必要なもの（4ページ参照）を準備し申請してください。なお、委任状は不要です。

Q. 毎年申請に行く必要がありますか？

A. 減免要件事項に変更がない場合は、窓口での申請は不要です。

減免が承認された年度以降は、減免を受けた自動車の「現況報告書」による手続きとなりますので、郵送等により期限までに提出してください（5ページ参照）。

ただし、減免要件事項に変更がある場合（減免を受ける自動車や運転者を変更する場合など）は、現況報告書による減免手続きは適用されませんので、翌年度の4月1日から提出期限までに新たに減免申請が必要となります。

Q. 車検を受けるための納税証明書はどうなりますか？

A. 車検用納税証明書は、減免承認通知書と併せて5月下旬以降に順次お送りしますので、大切に保管してください（前年度から継続して減免を受けられる場合に限りです）。

減免に関するお問い合わせ先

種別割・環境性能割の減免に関するお問い合わせは、最寄りの地方振興局県税部までお願いします。

<地方振興局>

振興局	所在地	郵便番号	電話番号	所轄区域
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階	960-8670	(024) 521-2702	福島市、二本松市、伊達市、本宮市 伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	963-8540	(024) 935-1261	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	961-0971	(0248) 23-1519	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	965-8501	(0242) 29-5261	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、 河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字 根小屋甲4277-1	967-0004	(0241) 62-5214	南会津郡
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1丁目30	975-0031	(0244) 26-1127	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	970-8026	(0246) 24-6025	いわき市

自動車税種別割3つの心得

1) 車検時の納税確認は電子的に行えます！

平成27年4月から、運輸支局において車検時の納税確認をオンラインにより電子的に行えるようになりました。このため、現在は納税証明書の提示が省略できることとなっています。

ただし、納付した日から運輸支局で確認できるまで最大3週間程度を要することから、運輸支局で電子的に確認できない場合には納税証明書の提示が必要となりますのでご留意願います。

なお、継続して種別割の減免を受けている方については、5月下旬に当該年度の種別割の減免承認通知書と併せて納税証明書をお送りします。

2) 引っ越したら、車も住所変更の登録をしましょう！

住民票を移しても、車検証の住所は一緒には移りません。引っ越したときは転居先の住所地を管轄する運輸支局で忘れずに変更登録を行ってください。

※ 道路運送車両法で15日以内の変更登録義務が規定されており、違反すると罰則もあります。

3) 車を譲渡したり、廃車したりするときは、必ず移転・抹消などの登録をしましょう！

種別割の納税通知書は、法律に基づき毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている車検証に記載された所有者（割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主である使用者）に送付されます。

「他人に譲った」、「車屋に廃車を依頼して持って行ってもらった」など、既に手元のない自動車であっても、運輸支局の登録がそのまま残っていると、種別割は元の所有者に課税され、トラブルとなることもありますのでご注意ください。